

景観計画からみた地方自治体による夜間景観形成の取り組みについて —政令指定市を対象として—

兵庫県立大学大学院環境人間学研究科・尼崎市役所 入江 菜穂子
兵庫県立大学環境人間学部 福島 徹

1. はじめに

1-1. 背景・目的

近年、夜間景観が都市の魅力として注目され、各地域で様々な取組が行われている。夜間における建物等へのライトアップや夜景ツアーなどのイベントの実施¹⁾、自治体による夜間景観に関する計画や条例の策定²⁾など、さまざまな方法で地域の夜景づくりに取り組む自治体が増えつつある。

景観づくりにおいて、昼間と夜間の景観を地域の魅力として一体的にとらえ、景観づくりに取り組むことは重要であるが、昼間の景観と夜間とは構成要素の違い等の理由から、昼間と夜間それぞれの景観づくりの計画の必要性が述べられている³⁾。一方で、自治体による夜間景観形成の施策や計画的な取組の少なさ、実現の難しさも指摘されている^{2) 3)}。夜間景観への注目が高まっている今日、計画的な夜間景観づくりがさらに求められ、自治体においては景観計画等施策を定め、夜間景観づくりに取り組むことは重要であると考えられる。

景観計画に関する既往研究としては、景観計画の構成や、基準の運用実態などを明らかにしたもの⁴⁾や、基準項目や規制内容を明らかにしたもの⁵⁾、景観計画における屋外広告物行政の実態や意向を明らかにしたもの⁶⁾など多岐にわたるが、昼間と夜間の景観づくりを明確に区別しているものは少ない。夜間景観に関する研究としては、自治体施策の目的や対象範囲、コントロール手法を明らかにしたもの²⁾、先進自治体の施策の運用実態を明らかにしたもの³⁾があるが、目的やコントロール手法と地区についての考察はなされていない。景観づくりの方向性や形成手法は区域によって異なることから、本研究では地方自治体による夜間景観づくりに関して、どのような景観を目指し、取り組んでいるのか、またそれには区域の違いがあるのかに着目する。

そこで、政令指定市の景観計画より、自治体による夜間景観に関する記述を分析し、自治体による取組の現状を明らかにする。それにより、今後の夜間景観づくりにつながる知見を得ることを目的とする。

1-2. 方法

平成25年1月1日までに策定された政令市の景観計画を対象に、夜間景観に関する記述内容の分析を行う。方法としては、まず景観計画における夜間景観に関する記述を抜き出す。本研究において、夜間景観に関する記

述とは、「夜間景観」「夜景」「照明」「あかり」「光」の語句を含む記述とした。これらの語句は、入江(2011)の結果をもとに、自治体の夜間景観施策において頻出している語句を抽出した⁷⁾。自治体によっては、景観計画区域を区域特性や景観タイプなどによってゾーニングし、区域ごとに方針や基準を定めていることから、抜き出した記述内容を、項目、区域、対象、内容について整理し、分析・考察する。

政令市のうち、景観計画を定めているのは19市で、そのうち夜間景観に関する記述がみられたのは16市であった(図-1)。この16市を対象として、分析、考察を行う。

2. 夜間景観に関する記述項目について

まず、夜間景観に関する記述が景観計画のどの項目にみられるか整理した(表-1)。

記述がみられた項目は、「良好な景観の形成に関する方針(以下、方針)」「良好な景観の形成のための行為の

表-1 政令市景観計画における夜間景観の記述項目

自治体	景観計画	分類	項目				
			方針	基準	景観重要公共施設	景観特性	景観資源
札幌市	札幌市景観計画	C	○	○			
仙台市	仙台市「杜の都」景観計画	B		○			
さいたま市	さいたま市景観計画	B		○			
千葉市	千葉市景観計画	C	○	○		○	
川崎市	川崎市景観計画	C	○	○			
横浜市	横浜市景観計画	B		○	○		
相模原市	相模原市景観計画	E					
新潟市	新潟市景観計画	B		○			
静岡市	静岡市景観計画	C	○	○		○	○
浜松市	浜松市景観計画	E					
名古屋市	名古屋市景観計画	C	○	○			
京都市	京都市景観計画	A	○				
大阪市	大阪市景観計画	E					
堺市	堺市景観計画	D				○	
神戸市	神戸市景観計画	B		○			
岡山市	岡山市景観計画	A	○				
北九州市	北九州市景観計画	B		○			
福岡市	福岡市景観計画	B		○			
熊本市	熊本市景観計画	B		○			
計			7	13	1	3	1

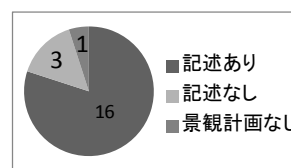


表-2 記述項目の分類表

分類	自治体数
A 方針のみあり	2
B 基準のみあり	8
C 方針・基準あり	5
D 方針・基準以外の項目のみ	1
E 夜間に関する記述なし	3

制限に関する事項（以下、基準）」の必須項目、「景観重要公共施設の整備に関する事項」「景観特性」「景観資源」の選択項目であった。方針が7市、基準が13市と、必須項目で多くの記述がみられた。また、記述項目の違いにより、タイプAからタイプEまでの5つのタイプに分類した（表-2）。タイプAが2市、タイプBが8市、方針と基準、それら以外の項目のあるタイプCが5市と、方針のみの記述は少なく、基準を定めている自治体は基準単独の記述と他項目との併用に分かれた。一方、タイプDは1市のみであった。また、届け出対象行為として照明を指定している自治体もみられた。

このうち、必須項目であり記述が多くみられたタイプA、B、Cの方針、基準の記述内容について、次章より詳細に分析する。

3. 夜間景観に関する記述内容について

3-1. 方針における記述内容

方針において記述がみられたのは、タイプA、Cの7市であった。そのうち、5市において複数の区域について記述があったため、20区域を対象とし、それらの区域と内容を整理した（表-3）。

内容の整理方法を、例を示し説明する。例えば、「歩行者に印象的な表情を与える夜間景観の形成」（千葉市）という記述は、「歩行者」「印象的な表情を与える夜間景観」という2つの内容を含んでいるため、「よりよい歩行者空間」と「印象的な夜間景観」に分類した。このように、一文の記述のなかに複数の内容があるものは、それぞれの内容に分類した。

内容は大きく、「目指す景観・空間づくり」に関する

こと、「演出」に関すること、周辺景観との調和への配慮や規制といった「配慮事項」の3つに分けられた。18の区域で「目指す景観づくり」に関する記述がみられ、夜間景観づくりの方向性が示されていた。一方で、記述のない2区域は配慮事項のみの記述であった。

全体として、「目指す景観づくり」の「魅力的な夜間景観」「地区の特徴を活かした夜間景観」、「配慮事項」の「周辺景観との調和」に関する記述が多かった。「魅力的な夜間景観」「地区の特徴を活かした夜間景観」の記述内容としては、「地区にふさわしい魅力的な夜間景観の形成」（千葉市）のような比較的抽象的な記述が多かったが、「工業施設群の形態を活かした景観形成」（千葉市）のように、区域の特徴を明確に記述しているものもあった。

「演出」では、建築物や工作物へのライトアップや、ショーウィンドーなどを活用して建物内部から漏れるあかりを使った演出に関する記述がみられた。

「配慮事項」のうち「周辺景観との調和」では、「連続した賑わいが感じられるよう配慮」（札幌市）、「周辺の景観に調和するよう配慮」（川崎市）、「秩序のある沿道景観の形成」（千葉市）といったように、周辺景観との連続性や調和と同様の意味合いを表しているも、自治体によって記述に違いがあった。「規制」に関しては、点滅する照明装置や極端な色彩の変化を規制する自治体や、そのような照明を総合して「過度」な光に対する規制の記述がみられた。

方針の項目において、夜間景観の記述がみられた20区域は、その特徴から8つの区域に分類することができた。①景観計画区域全域②駅前商業地③港湾④河川⑤住

表-3 方針の記述内容

分類	自治体	区域名称	区域分類	目指す景観・空間づくり								演出		配慮事項					
				魅力的な夜間景観	印象的な夜間景観	活かした地区の特徴を有する夜間景観	落ち着き、暖かみのある夜間景観	賑わいの空間	安心、安全な空間	よりよい歩行者空間	さまざまな手法による演出	ランドマークの演出	周辺景観との調和	過度な照明装置の規制					
C	札幌市	札幌駅前通北街区地区	②駅前商業地						○										
C	千葉市	全域	①全域		○														
		うみの景観ゾーン	③港湾 ⑤市街地	○															
		まちの景観ゾーン	⑤市街地	○															
		千葉都心景観ゾーン	⑤市街地	○	○	○						○							
		幕張新都心景観ゾーン	⑤市街地	○	○	○													
		蘇我副都心景観ゾーン	⑤市街地	○	○	○													
C	川崎市	全域	①全域						○	○			○	○	○	○	○	○	
		5つの都市軸と9つの都市拠点	②駅前商業地 ④河川 ⑥沿道	○	○	○					○			○	○				
C	静岡市	全域	①全域			○												○	
		日の出地区	③港湾	○															○
C	名古屋市	駿府公園周辺地区(城跡、風致地区)	⑦歴史的まちなみ ⑧公園	○		○													
		全域	①全域																○
A	京都市	都心部幹線地区-河原町通り	⑥沿道 ⑦歴史的まちなみ	○					○		○	○							
		都心部幹線地区-烏丸通	⑥沿道 ⑦歴史的まちなみ									○							
		都心部幹線地区-西大路・北大路通	⑥沿道 ⑦歴史的まちなみ									○	○						
		御池通沿道型景観地区	⑤市街地			○						○	○						○
A	岡山市	西川・枝川緑道公園	⑧公園				○											○	

宅地や商業地を含む市街地⑥沿道⑦歴史的まちなみを有する地区⑧公園である。一つの区域において、複数の区域分類の要素をもつものは、分類を複数あてはめている。区域分類の数に、大きな差はなかったが、①全域⑤市街地⑥沿道が比較的多い。

区域による記述内容の大きな違いはみられなかった。また、全域に関する記述内容と一部区域に関する記述内容においても大きな違いや傾向はみられなかった。方針における記述は、その区域が目指す景観づくりに関するものが多く、定性的で抽象的な内容がほとんどである。そのなかでも「魅力的な夜間景観づくり」「地区の特性を活かした夜間景観づくり」「周辺景観との調和」は、どのような区域においても共通する概念のため、区域を問わず重要と考えられていることがわかった。

3-2. 基準における記述内容

基準における夜間景観に関する記述は、タイプB、Cの13市60区域であった。基準の項目は、その対象によって大きく内容が異なることから、さらに同区域を対象別に内容分析を行った。その結果、60区域75対象を分析対象とし、対象、区域、記述内容について整理した(表-4)。

内容は、方針と同様大きく3つに分けられた。全体として「周辺景観・環境との調和に配慮」「派手な照明装置の規制」に関する記述が多く、次いで照明の設置等に関する「照明計画について」「演出による夜景の形成」の記述が多かった。全体的に文章での記述が多く、定性的な表現が多かった。夜間景観を構成する照明に関する数値指標としては照度や色温度などがあるが、記述は少なく、文章による記述とともに示されているものが多かったため、今回は「照明計画について」に分類した。

対象は、建築物が39区域、広告物が30区域と多い。また、建築物や工作物について、高さなど大規模のものを対象としているものもあった(仙台市、静岡市、福岡市)。建築物のみを対象としている区域においては、「目指す景観づくり」「演出」に関する記述が多いが、建築物と工作物の両方を対象としている区域では加えて「配慮事項」に関する記述も多くみられ、特に「周辺景観に配慮」「派手な照明装置の規制」が多い。広告物を対象とする区域では、ほとんどが「配慮事項」に関するもので、広告照明による過度な明るさや点滅等の派手な照明を抑制することで、周囲との調和を保つ狙いがあると考えられる。

60区域は、その特徴から11区域に分類することができた。①景観計画区域全域②駅前③市街地④水辺⑤自然(緑、田園、山、農業地域)⑥歴史的まちなみ⑦住宅地⑧公園⑨商業地⑩工業地⑪沿道である。方針と比較して、さまざまな区域での記述がみられた。

区域ごとの傾向としては、①全域では、「地域環境を活かした夜間景観」「周辺景観・環境との調和」に関する

記述が多く、全域の基準としながら各区域の景観づくりに配慮したものと考えられる。②駅前⑤自然⑥歴史的まちなみでは、「配慮事項」に関するものが多く、特に「過度な照明装置の規制」が多かった。②駅前には商業店舗が多く、広告照明や看板照明が氾濫して美しい景観を阻害してしまう恐れがあるため、必要以上の照明装置を規制していると考えられる。⑤自然⑥歴史的まちなみは、過度な照明装置により区域の環境や雰囲気が崩されてしまう恐れがあるため、規制していると考えられる。

基準に関する記述は、区域による記述内容の違いと合わせて、対象による内容の違いがみられた。

表-4 基準の記述内容

分類	景観計画	区域名称	区域分類	対象	魅力的な夜間景観	目指す景観・空間づくり		演出	配慮事項	景観の景観への配慮
						魅力の夜間景観	演出			
C	札幌市	全域	①	建	○	○	○	○	○	○
		札幌駅前通北街区地区	②	建	○	○	○	○	○	○
B	仙台市(市の都)景観計画	市街地ゾーン(商業業務ゾーン、沿線業務ゾーン、郊外住宅地ゾーン、流通ゾーン)	③	建	○	○	○	○	○	○
		広瀬川周辺ゾーン	③④	広				○	○	○
		青葉山・大森寺山ゾーン	③⑤	広				○	○	○
		北山・宮野町ゾーン	⑤⑥	広				○	○	○
B	さいたま市	景観誘導区(市街地景観ゾーン、住宅地景観ゾーン)	③⑦	建工	○	○	○	○	○	○
		景観保全区域(武蔵野景観ゾーン、田園景観ゾーン)	③⑧	建工	○	○	○	○	○	○
		宮原景観形成特定地区	③	建工	○	○	○	○	○	○
C	千葉市	全域	①	建	○	○	○	○	○	○
		①	工							
C	川崎市	全域	①	広	○	○	○	○	○	○
		新百合丘駅周辺地区	②	建工	○	○	○	○	○	○
		川崎駅周辺地区	②	建工	○	○	○	○	○	○
		川崎駅西口大宮地区	②	建工	○	○	○	○	○	○
B	横浜市	新津地区	④	建工	○	○	○	○	○	○
		歴史的エリア・水辺の見通し街路	④⑥	照明						
		山下公園	④⑧	広						
		水町通り及び海岸教会通りゾーン	④	広						
		本町通り	③	広						
		大心橋通り	③	広						
		馬車道周辺特定地区	③	広						
B	新潟市	特別区域	⑦	建						
		住居系市街地景観形成ゾーン	⑦	建工	○	○	○	○	○	○
		商業系市街地景観形成ゾーン	⑧	建工	○	○	○	○	○	○
		工業系市街地景観形成ゾーン	⑩	建工	○	○	○	○	○	○
C	静岡市	沿道市街地景観形成ゾーン	③⑪	建工	○	○	○	○	○	○
		田園・緑地景観ゾーン	⑤	建工	○	○	○	○	○	○
		自然景観ゾーン	⑤	建工	○	○	○	○	○	○
		日の出地区	④	工						
		⑪	建	○	○	○	○	○	○	○
C	名古屋市	久屋大通都市景観形成地区	⑪	建	○	○	○	○	○	○
		広小路・大津通都市景観形成地区	⑪	建	○	○	○	○	○	○
		②	建							
		名古屋駅都市景観形成地区	②	建	○	○	○	○	○	○
		四谷・山手通都市景観形成地区	⑪	建	○	○	○	○	○	○
		築地都市景観形成地区	④	建	○	○	○	○	○	○
		④	建							
		今池都市景観形成地区	②③⑨	建	○	○	○	○	○	○
B	神戸市	旧居留都市景観形成地域	③⑥⑨	照明	○	○	○	○	○	○
		③⑥⑨	広							
		③⑨	広	○	○	○	○	○	○	
B	北九州市	門司景観形成地区	④	建	○	○	○	○	○	
		門司景観形成地区	③④⑤	建	○	○	○	○	○	
		黒崎副都心地区	⑪	建						
		門司景観形成地域	③④⑤	広						
		東田地区	③	建						
B	福岡市	全域	①	建	○	○	○	○	○	
		一般市街地ゾーン	③	建						
		都心ゾーン	③⑨	建	○	○	○	○	○	
		山の辺・田園ゾーン	⑤	建						
		海浜ゾーン	④	建						
B	熊本市	全域	①	建工	○	○	○	○	○	
		①	建							
		熊本城特別地区	③⑥	建	○	○	○	○	○	
		運幸通沿線地区	③⑪	建工	○	○	○	○	○	
		⑤	建							

区域の分類: ①景観計画区域全体 ②駅前 ③市街地 ④水辺 ⑤自然(緑、田園、山、農業地域) ⑥歴史的まちなみ ⑦住宅地 ⑧公園 ⑨商業地 ⑩工業地 ⑪沿道
対象: 建=建築物、工=工作物、広=広告物

3-3. 基準設定の特徴

各市、各区域における基準の設定について、特徴がみられた。千葉市のように一つの区域で対象を区別しているが内容は同様のもの、横浜市や静岡市のように、区域と対象は異なるが、内容は同様のものがある。名古屋市では、区域が異なっても対象ごとの内容は同様のものがあった。このような基準設定の考え方として、市や区域における夜間景観形成のベースとなる基準を定めていると考えられ、このような基準は、区域や対象に関わらず共通して大切にすべき事項を示していることがわかる。一方で、一つの区域において、対象ごとに異なった内容を提示しているものは、それぞれの景観構成要素の役割を踏まえた基準設定であると考えられる。

3-4. 方針と基準の関係について

方針と基準の両方に記述があったタイプCの5市について、方針と基準の関係について分析した。

札幌市は、方針は一部の区域、基準は同区域と全域について記述があり、共通して「演出」についての記述がみられた。千葉市は、全域と区域ごとに方針を示したうえで、全域にかかる基準として「地域環境を活かした夜間景観」づくり「周辺景観との調和」「過度な照明装置の規制」といったどの区域にも共通して大切にすべき事項を定めていた。川崎市は、全域においては方針、基準ともに「目指す景観づくり」「演出」「配慮事項」について幅広く示しているが、区域によって方針のみ示すもの、基準のみ示すものがあった。静岡市は、全域に「地区の特徴を活かした夜間景観」づくりという方針を示し、基準ではさまざまな区域に共通する事項について定めている。名古屋市は、全域の方針として「過度な照明装置の規制」を示し、基準では各区域の基準を詳細に定めている。

夜間景観に関する方針と基準の関係は、各自治体さまざまであった。方針と基準の内容や区域は、必ずしもリンクしておらず、それぞれの市や区域においてよりよい夜間景観形成のため、方針や基準の設定について工夫がみられた。

4. まとめ、考察

本研究では、政令市の景観計画における夜間景観に関する記述について、内容や区域、対象による分析を行った。夜間景観に関する記述項目は、5つのタイプに分類することができた。なかでも、「良好な景観の形成に関する方針」「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の必須項目において、記述が多くみられた。

方針における記述内容としては「魅力的な夜間景観」づくり、「地区の特徴を活かす夜間景観」づくり、「周辺景観との調和」が多く区域においてみられたことから、これら3つの事項は区域に関わらず共通して大切にすべき事項と考えられていることがわかった。基準におけ

る記述は、対象の多くが建築物、広告物であった。数値指標は少なく、文章での記述がほとんどであった。「周辺景観・環境との調和に配慮」「派手な照明装置の規制」に関する記述が多く、方針、基準に共通して「周辺との調和」が重要と考えられていることがわかった。

本研究では、政令市の景観計画を対象としたが、自治体の夜間景観形成の取組を把握するためには、政令市以外の自治体についても分析する必要があると考える。しかしながら、景観計画の記述はどの区域にも共通する比較的抽象的な内容で目指す夜間景観について示されていることから、地域の夜間景観づくりの現状を明らかにするためには、景観計画以外の自治体が独自に定める夜間景観の施策、ガイドライン等との関係性を把握する必要がある。また、本研究において、自治体による夜間景観形成において3つの方針が大切にすべきと考えられていることがわかったが、それぞれの区域における魅力的な夜間景観や周辺景観との調和とは何を意味するのかを明らかにし地域で共有することで、夜間景観形成の現状、課題を把握でき、よりよい夜間景観づくりにつながると考える。

補注

(1)大阪光のルネサンスなど。

(2)神戸市夜間景観形成基本計画、金沢市夜間景観形成条例など。

参考・引用文献

- 1) 鈴木ひろ枝、土肥博至 (1992) 「商業地区における昼夜間景観変化に関する考察」、日本都市計画学会学術論文集、第27号 pp.781-786
- 2) 乙部暢宏、後藤春彦、李永桓、関口信行 (2008) 「地方自治体による夜間景観整備の現状と課題—54 都市へのヒアリング調査と輝度による分析から—」、日本建築学会計画系論文集、第73巻、第626号 pp.803-810
- 3) 塩谷友朗、岡崎篤行 (2012) 「地方自治体における夜間景観形成制度の運用実態—金沢市夜間景観形成条例を中心として—」、日本都市計画学会都市計画報告集、No.10 pp.209-212
- 4) 小浦久子 (2008) 「景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究—初期に策定された景観計画を事例として—」、日本都市計画学会都市計画論文集、No.43-3 pp.211-216
- 5) 室田昌子 (2008) 「景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察—神奈川県景観行政団体を対象として—」、日本都市計画学会都市計画論文集 No.43-3 pp.655-660
- 6) 野中勝利 (2008) 「景観計画からみた市町村における屋外広告物行政の意向」、日本都市計画学会都市計画論文集、No.43-3 pp.649-654
- 7) 入江菜穂子 (2011) 「地方自治体による夜間景観の計画・施策に関する研究」、兵庫県立大学環境人間学部卒業論文化